

## 第七十一号議案

東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都国民健康保険事業費納付金条例の一部を改正する条例

東京都国民健康保険事業費納付金条例（平成二十九年東京都条例第八十六号）の一部を次のように改正する。  
第十五条を第十八条とし、第十四条の次に次の三条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第十五条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、都に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 算定政令第十一条の二第三項第一号に掲げる額

二 算定政令第十一条の二第三項第二号に掲げる額

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

第十六条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各区市町村につき、当該区市町村に係る算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。

（子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合）

第十七条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各区市町村につき、当該区市町村に係る算定政令第十一条の二第五項第一号に掲げる数とする。

附 則

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都国民健康保険事業費納付金条例第一条に規定する納付金の徴収に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（提案理由）

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第二号）の施行による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に係る国民健康保険事業費納付金の徴収に関し、必要な事項を定める必要がある。